

改正案	現行
<p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘) 第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。第十九条第二項第一号フ(2)において同じ。)であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者(以下この条において「特定役員」という。)若しくは当該特定役員の被支配法人等(当該発行者を除く。以下この条において同じ。)(に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p> <p>第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p>	<p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘) 第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。第十九条第二項第一号フ(2)において同じ。)であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者(以下この条において「特定役員」という。)若しくは当該特定役員の被支配法人等(当該発行者を除く。以下この条において同じ。)(に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p> <p>第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p>

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）（内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの）

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーションアルペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄（株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。）

ロ ホ (略)

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ト チ (略)

の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーションアルペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ 有価証券の種類及び銘柄（株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含む。）

ロ ホ (略)

ヘ 新規発行による手取金の額及び用途

ト チ (略)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合には、イから

チまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質（第九項に規定する場合に該当する場合にあつては、第八項に規定する取得請求権付株券等の内容と第九項に規定するデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）その他の取引の内容を一体のものともみなした場合の特質。以下同じ。）

(2) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

(3) 第九項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(4) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下りにおいて同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）

(5) 提出会社の株券の売買（令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、

（新設）

その旨)

(6) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

(7) その他投資者の保護を図るため必要な事項

又 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容（受託有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該受託有価証券の内容及び当該受託有価証券に係るりに掲げる事項）

ル 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容（当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該有価証券の内容及び当該有価証券に係るりに掲げる事項）

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下この号において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項の規定による新株予約権の割当てによる方法並びに(1)及び(2)に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチま

リ 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容

又 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

(新設)

で掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項
(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集
又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価
証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこと
とされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当て
る方法

(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているも
のに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行
者又はその関連会社の役員又は使用人に割り当てる方法

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券
又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方と
する募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、
当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行に
つき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可
があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場
合には、当該発行が行われた場合） 次に掲げる事項

イ 前号イからハまで及びヘからヌまでに掲げる事項

ロ・ハ （略）

二 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れ
により発行されるものを除く。）新株予約権証券又は新株予
約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に
掲げる事項

(1) 当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を取得

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券
又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方と
する募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、
当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行に
つき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可
があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場
合には、当該発行が行われた場合）

イ 前号イからハまで及びヘからリまでに掲げる事項

ロ・ハ （略）

二 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れ
により発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合に
は、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券又は新株予約権証券を取得しようとする者（以下

しようとする者（以下ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

ホ 当該有価証券の発行が第三者割当により行われる場合には、

第二号様式第一部の第3に掲げる事項

二の二〇九 (略)

九の二 提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であつて、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき 次に掲げる事項

イ 当該有価証券報告書を提出した年月日

ロ 当該定時株主総会が開催された年月日

ハ 決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容

九の三 (略)

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

8 第二項第一号に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券

ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券又は新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

(新設)

二の二〇九 (略)

(新設)

九の二 (略)

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

(新設)

等とは、会社法第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この項及び次項において「取得請求権付株券等」という。）であつて、当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数又は当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額が、当該取得請求権付株券等が発行された後の一定の日又は一定の期間における当該取得請求権付株券等の発行者の株券の価格（法第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格、当該最終の価格を利用して算出される平均価格その他これらに準ずる価格をいう。）を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。

9| 取得請求権付株券等と密接な関係を有するデリバティブ取引その他の取引の内容を当該取得請求権付株券等の内容と一体のものとしてみなした場合において、当該取得請求権付株券等が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（前項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）と同じ性質を有することとなるときは、当該取得請求権付株券等を行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなして、この府令の規定を適用する。

10|
11| (略)

(新設)

8|
9| (略)